

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

渋谷区

## 2 構造改革特別区域の名称

渋谷区児童発達支援センター給食搬入特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

渋谷区の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

渋谷区（以下「本区」という。）は、23区の西南に位置する面積15.11km<sup>2</sup>ほどの23区内で比べても小規模な自治体で、中心部には明治神宮・代々木公園という大きな緑地があり、全体の約1割を占めている。

人口は、令和5（2023）年5月1日現在23万254人で、単独世帯が6割を超えていることが大きな特徴である。子ども女性比（15歳から49歳の女性人口に対する0～4歳人口の割合）については増加傾向が見られ、渋谷区人口ビジョンにおける将来人口推計では、2045年まで総人口は増え続けると予測している。

本区では、平成28（2016）年に、20年後の区の未来像を「ちがいをちからに変える街。渋谷区」とする基本構想を定めている。基本構想に掲げる「出産前から、子どもが成長した後に至るまで、子育てを切れ目なく支援する街」を実現するため、令和元（2019）年5月に「渋谷区子育てネウボラ事業」を開始し、妊娠期から18歳になるまでのすべての子どもとその家族への総合的で切れ目のない支援体制を整備している。

当区の障がい児支援施策として、児童発達支援のニーズの高まりを受けて、平成28（2016）年5月に「渋谷区障害者福祉センター代々木の杜」を開設した。同施設では、切れ目のない支援を行うために、就学前の支援（児童発達支援）だけでなく、就学後の支援（放課後等デイサービス）も実施している。また、同施設では平成30（2018）年には障害児相談支援事業を、令和2（2020）年6月には保育所等訪問支援事業を開始し、本区における障がい児支援の中核的な役割を担う施設として事業の拡充を進めている。

また、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針により、令和5（2023）年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上の児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置することが成果目標の一つに位置づけられており、指針に則り、「渋谷区障がい福祉推進計画2021～2023年度」では、令和5（2023）年度末までのセンター設置を目標に掲げている。

本区における課題は、多様化・複雑化する子どもやその家族の課題に対する支援体制、障がい児とその家族を適切な支援機関につなぐ相談機能の不足である。課題解決のため

に本区における中核的な障がい児支援施設としてセンターを設置し、障がい児やその家族への支援、障がい児を預かる施設への援助・助言等を行う体制を拡充する方針である。

渋谷区障害者福祉センター代々木の杜をセンターに移行する予定(令和5年10月1日から指定予定)であるが、施設内の調理室で給食を調理し提供することがセンターの要件であり、必要な調理スペースを施設内に確保することが困難であるため、移行にあたっての障壁となっている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を実施することで、調理スペースの最小化が図られ、限られたスペースで事業運営を行っている施設の有効活用が可能となる。

また、渋谷区障害者福祉センター代々木の杜は、旧小学校の建物を再活用した複合施設内に位置し、同じ複合施設内にて認可保育所が運営されている。同保育所の調理室より給食を搬入することを予定しており、保育所運営における衛生管理及び栄養管理の実績がある同保育所の運営事業者に調理業務を委託することにより、子どもの多様な食形態への対応と安全な食事提供が可能となる。また、センターに隣接する保育所から給食を搬入することで、温度が適切に保たれた食事を迅速に提供することができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

給食の外部搬入による事業運営コストの合理化をもって、センターの人員配置や事業拡大に資金を充てることを可能とし、センター全体の経営の安定と質の高い療育の充実を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

給食の外部搬入を実施することで、事業運営の合理化や経営の安定が図られるほか、給食提供の実施体制の確保により、保護者負担を軽減させることができる。

また、センターへの移行に伴い、障がい児及びその家族への支援・相談機能を強化することで、本区における障がい児支援体制の更なる拡充を図ることができる。

## 8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和5（2023）年10月1日

### 4. 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センター（以下「センター」という。）の管理運営については、本区が管理運営事業を委託した事業者又は渋谷区が指定した指定管理者（以下「運営事業者」という。）が行う。

給食については、本区と民間の調理事業者（以下「調理事業者」という。）の契約に基づき、調理事業者において調理する。給食の搬送は、センターと調理事業者の調理場所との位置関係、給食の形態等の状況を踏まえて、適切に実施する。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

#### （1）環境整備

センターでは、給食の調理、保存、冷蔵・冷凍、アレルギー除去食の確認を調理事業者に委託し、センターに隣接する保育園の調理室で行う。また、障がい児に対する食事の提供の責任は、運営事業者にあるものとする。

#### （2）児童の特性に応じた対応

給食の提供は昼食1回とし、献立等については調理事業者の職員（管理栄養士）が作成するとともに、利用児童の発達状況や障がい特性に応じた調理方法の工夫など必要な配慮を行う。また、除去食など個別的な対応が必要な場合も、調理事業者が調理室内で調理を行う。

食物アレルギーのある児童については、年1回以上保護者から提出される医師の診断書の指示内容に基づき、除去食を提供する。

また、児童の食事の様子を常に観察し、特に配慮すべき点についてはセンター職員間で共有を図り、必要に応じて保護者と面接を行うなど、適切な食事の提供につなげていく。さらに、定期的に運営事業者と調理事業者との間で協議を行い、給食形態や提供方法、提供時間等柔軟に対応していく。

検食については毎回利用児童に提供する前に運営事業者の職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか確認を行うとともに、検食日誌を日々記録し保管する。

### (3) 衛生管理

外部搬入を行う際の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日付社施第38号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）第4の2の規定を遵守し、常に衛生管理を徹底する。

### (4) 委託契約等の締結

センターの給食は、本区と調理事業者が締結する契約に基づき、調理事業者が調理を行い、本区が指定する場所まで配送する。調理事業者については、センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理・配送業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

調理にあたっては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」の3（2）及び（3）を遵守することとし、運営事業者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び契約内容を確保する。

また、本区においてもセンターにおける給食の趣旨を十分に認識するとともに、体制及び契約内容の確保について、運営事業者に適切な指示を行う。

### (5) 食を通じた子どもの健全育成（食育）

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成（食育）については、「保育所における食育に関する指針」及び「渋谷区健康増進計画」内の食育推進計画の内容を基本とし実施する。

望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、生活習慣の形成途上にある子どもの食育を推進し、健康的な生活リズムや生活習慣の確立につなげる。

また、障がい特性により食べ物へのこだわりがある子どもには、食事場面でのコミュニケーションを通して人との関係の基礎をつくり、食への興味を広げ食べることへの意欲を育てる。

個別支援計画の中に、障がい児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障がいの特性に応じて食に関し、配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図っていく。

## 【渋谷区障害者福祉センター代々木の杜（児童発達支援センター）の概要（予定）】

### 1 定員

35名

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスを一体的に実施する多機能型事業所としての利用定員

### 2 実児童数（給食を提供する児童数）

児童発達支援の利用児童のうち、長時間の療育を受ける児童 約20名

### 3 職員数（児童発達支援に従事する職員数）

14名（予定） ※非常勤を含む

〈内訳〉

管理者 1名

児童発達支援管理責任者 2名

保育士・児童指導員 6名

機能訓練担当者 3名（言語聴覚士、作業療法士、心理士）

看護師 1名

事務員 1名

※ 嘱託医を除く。

※ 保育所等訪問支援、障害児相談支援に従事する職員は含まない。

### 4 調理室の面積

14.87㎡

### 5 調理設備・器具

流し台、IHクッキングヒーター（1口）、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、配膳台、電気ポット、収納棚

### 6 配送計画（案）

時間	調理部門 (認可保育所)	児童発達支援センター (渋谷区障害者福祉センター代々木の杜)
8時00分	調理開始	
11時15分	調理完了	
11時20分		給食の受け取り
11時45分		配膳、喫食→食事開始
12時30分		給食終了
12時40分	容器の受け取り	容器の引き渡し